

会議録要旨

会 議 名	恵庭まちづくり基本条例制定市民委員会（部会C） 第1回作業部会
日時・場所	平成24年6月5日（火）市役所2階202会議室
会議参加者	部会員 雪下委員、泉谷委員、相坂委員、藤本委員、石垣委員 事務局 桑山課長、広中主査、佐々木主査、大林主任 傍聴者 なし

○開会（司会：桑山課長）
第1回のC部会をはじめます。6月からクールビズが始まりましたので、職員は軽装になっておりますのでご理解をお願いします。少人数の部会ですのでぎくばらんに意見交換できるようご協力をお願いします。はじめに事務局から本日の進行等の説明をお願いします。
○会議の説明
A部会とB部会は既に開催されております。この中にもA又はB部会の方がおりますが、同じように部会を進めていきます。C部会は3回開催を予定しています。1回目は、前回の委員会で意見交換をした内容を中心に、議論を深めていただきたいと思います。2回目以降は、条文案について話し合い、3回目には部会としての条文案を作ることを目標にして進めたいと考えています。
○意見交換
（司会） 前回の市民委員会では、「市民の権利・責務」と「議会・議員の責務」について話し合いましたが、始めに「市民の権利・責務」について意見を求めたいと思います。市民の定義については、前回の委員会で地方自治法で規定する住民に加えて通勤者などを含める取扱いが一般的として意見交換がされましたが、それについてはどうでしょうか。
（委員） その部分は、他市と同じように住民、通勤又は通学者、市内で活動をする団体及び個人という範囲が良いと思います。
（委員） それで良い。
（委員） 大きな問題はないでしょう。
（委員） 反対ではありませんが、市外の人に恵庭市はどの範囲まで情報公開又は提供ができるのでしょうか。
（事務局） 恵庭市情報公開条例よる公文書公開請求権については、「何人も」と規定していて、市民に限定せず誰でも公文書公開請求ができます。また、市は、市内にいる方に必要な情報を提供しなければならないと考えます。
（委員） 住民であるか否かによって差が出ないということであれば良いです。
（事務局） 市民委員会で、定義を置く市にも、市内で活動する団体は市民とするが、市内で活動を

する個人については除外している市がありました。その辺はどうでしょうか。通勤や通学や事業をしている人というのは、市内での活動が具体的に分かるので良いのでしょうか、その他の活動というのが個人の場合想定できないのかもしれませんが。

(委員) 函館や苫小牧などが個人を含めていないようですが、意図があるのでしょうか。

(委員) 意味があるのかもしれないが、ちょっと分かりません。そこまで深くは考えていませんが、市内で活動をするということであれば団体に限定せず個人を含めても良いのではないのでしょうか。

(委員) 権利については個人が受けるので含めても良いと思いますが、責務についてはそういった人達にどう課すかという問題があるのではないのでしょうか。

(委員) そうですね。周知をすることも難しいかもしれません。

(委員) 例えば団体が情報を請求する場合はどうなりますか。団体の名をもって請求することになりますか。

(事務局) NPO法人のように法人として人格を有している場合は、法人名に加えその活動を執行する代表者の名によって請求をします。任意団体の場合は、団体名称を掲げるかどうかは別にして、個人の名をもって請求することになります。

(委員) 法人と団体は区分して考えることになりますか。

(委員) 法人も団体の一部という考えでいいと思います。なお、権利については団体は馴染まない気がします。責務については活動している団体に課すイメージは持てます。

(委員) たまたま恵庭に立ち寄った人に対して等しく権利を保障するのは適当でも、何かしらの責務を負わせるというのは、例えその内容が現実的に問題がないものであっても条例に規定するのはどうかとも考えられます。

(委員) 権利なのか行政サービスなのか分かりませんが、わざわざ条例で市民に含めなくても同じようなサービスは受けられるんじゃないのでしょうか。

(委員) 個人としては、路上で倒れた場合など、どこにしようとそのまちの救急搬送を受けられますので、そう思います。

(司会) 先日もありましたが、山菜取りに市内に来て行方不明になった場合、市民であるかどうかに関わらず消防や市職員が捜索に協力します。

(委員) 個人を含めても除いても実質的な問題はないようです。どうしたら良いでしょう。

(事務局) このまちづくり基本条例というのは、まちづくりの主役を市民と位置づけるものであることから、まちづくり活動を実践するプレーヤーである市民は、どういう人達を想定するかということなんだと思います。

(委員)	ある程度滞在している人でないと市民という印象を持ちません。単に通過するだけの人を市民に含めるのには違和感があります。
(委員)	そうですね。通りすがりの人を市民とするのは違和感があります。例え個人であっても根を付けたような活動をしている人、活躍している人は市民と考えて良いのではないのでしょうか。あえて外す必要はないと思います。
(委員)	まちづくりに関わる人であれば、住民以外の人でも含めるべきと考えます。住民投票では住民に限っているので、ここでは含めて良いと思います。
(委員)	住民投票では「住民」と用い、まちづくりを行う人は「市民」と使い分ける意味もありますし、含めて良いのではないのでしょうか。
(司会)	それでは、広く含めて市民を定義するというので、住民に加え通勤者、通学者、事業者及び市内で活動をする団体及び個人を市民とすることにしたいと思います。 次に、不利益条項について意見を求めたいと思います。帯広市のように強い表現で市民の責務を規定した場合、不利益条項を設ける必要があることとなります。一方、函館市のように「それぞれができる範囲で」と弱い表現を用いることによって不利益条項を設ける必要がないように規定することもできます。
(委員)	不利益条項の部分だけを読んで、悪用というか、権利だけ主張して責務については「やらなくても良いんでしょ」というように捉えられないか気になります。
(事務局)	前回の委員会が出された意見に、市民のまちづくりへの参加については、権利として書くのか責務として書くのかどうしたらよいかという意見がありました。その部分についてはどうでしょうか。
(司会)	それではその部分も含めて意見をお願いします。
(委員)	まちづくりというのは、自発的・主体的にという意識があるかどうかが大変で、条例に書くということがどういうことかは考えさせられる。条例に書いたから市民が動くということになるのか。私はどちらかと言うと強い表現ではない方が良いと思います。
(委員)	私もこの条例は何かを規制する条例ではないので、強い表現で責務を書くのは馴染まないと思います。言葉尻というかニュアンスというか、そのために内容に反発する人も出てくるかもしれません。「しなければならない」と書くと反発する人もいるのではないかと。
(委員)	ここにいるメンバーのように自発的に参加する意識の高い人ばかりではなく、まち全体の市民をイメージしたときにどのように書くのかということでしょうか。
(委員)	権利や責務に代わる言葉がないのかずっと考えていた。責務については役割に代えられるかもしれませんが、権利に代わる言葉というのはどの市でも用いていません。恵庭では少し変えて、市民目線で書くようなことを考えても良いのではないのでしょうか。
(委員)	「なにになにしましょう」というような書きぶりになるのでしょうか。権利でもなく責務で

もなく書くとなると書きぶりも考えなければならないと思います。

(委員) 例えば美唄市のように、意見や提案という言葉が出てくると良いような気がします。まちづくりというぼんやりとした大きなイメージに対して規定するのは難しい。

(委員) まちづくり活動を実践している人達は、自分たちの活動がまちの役に立っていると思って活動しています。市民委員会で「何かの役に立ちたいと思い公募に応じた」と話した委員もいらっしやったが、そういう意識はとても大事で、そういう意識がなければまちづくりはできないのではないのでしょうか。

市民サークルは自分たちの目的・目標のために活動していますが、続けていくうちに社会に貢献をしていることがあります。市民団体は最初から社会貢献の目標をもって活動しています。そういう活動をしている人も含めてどう書くかが難しい。

(委員) 「参加する」「意見をいう」「自らの意思により」などのように主体的な言葉が入ると良いと思います。

(委員) 責務というとなかなか堅苦しい感じがします。役割なのではないのでしょうか。

(事務局) 多くの市では「権利を有する」「権利を有します」「権利があります」のように書いていますが、「まちづくりに参加することができる」というよう書いている市もあります。「権利を有する」のような直接的な書き方をしない方法もあると思います。市民委員会で、役所が市民と違う立場から「あなた方市民には権利があるんですよ」と書いたと読めるという意見がありました。そう捉えられないような書きぶりもあると思います。

(委員) 「自らの意思で参加することができる」という書き方は感じが良い。

(委員) 他市の規定を見てみて、市民活動が盛んな市は書き方が柔らかいという印象だ。

(事務局) あえて「権利」だとか「責務」だとか言わなくてもいいような書き方が良いということですね。

(委員) そうですね。強く書くと上で決めたことを押し付けている感じがします。権利があるというのは憲法の精神が入っているような気がする。

(委員) 権利があるということ戦後のような感じです。その時代、権利などは保障されていなかったため、権利があると言わなければならなかったでしょうが、今の時代にあえて権利があると書く必要があるかは疑問です。

(委員) 見出しには分かりやすく「権利」「責務」と用いて、条文中には用いないという方向が良いと思います。

(委員) 権利と役割と用いるのがイメージに合う。責務というと「やれ」と命令されているようで抵抗を感じる。

(事務局) 権利であり責務であるから一緒に書くという市民委員会での意見がありました。

(委員)	見出しに権利と役割と使っている市はないようですが、そのように使っても良いのではないのでしょうか。見出しは条文に基づいて適切に付ければ良いと思います。
(委員)	柔らかい表現を統一して書いていければよいと思います。
(司会)	以上の意見を事務局でまとめてみたいと思います。 市民委員会で「私たち市民は」「われわれ市民は」のように書くと市民の主体性を感じるという意見がありましたが、これについてはどうでしょう。
(委員)	市民憲章の書き出しのようなイメージでしょうか。
(委員)	「です・ます調」だと馴染むかもしれませんが、「である調」で書く場合はどういう感じになるのでしょうか。
(委員)	わざわざ「私たち市民」と書くのは、より市民主体であることを強調していると思いますが、くどい印象があります。
(司会)	こだわらなくても良いという意見が多いようですね。
(事務局)	あえて入れる必要があるかということで考えるとどうでしょう。
(委員)	やはり市民憲章的なイメージで、あえて入れる必要は感じません。
(司会)	市民の権利として条例に規定すべき事項について意見をいただきたいと思います。どのような権利を規定すれば良いでしょう。まちづくりへの参加については規定するということがよろしいでしょうか。
(委員)	別の部会で「参加」「参画」「協働」の言葉の使い分けが話題になりましたが、統一しないで使い分ければ良いと思います。市民の権利で用いる場合は、参画ではなく参加とする方が馴染むと思います。
(委員)	参加と参画の使い分けというか意味の違いはなんでしょうか。
(事務局)	「市民と行政の協働のまちづくり指針」によれば、参加は行政側からの呼びかけに応じるような受動的な形で、参画は能動的、主体的に参加することと説明されています。条例においても同じように解釈して使いたいと考えています。
(委員)	広辞苑によれば、参加については「仲間になること」、参画については「計画などの立案に加わること」と説明されています。
(委員)	我々普通の市民がいろいろなことに計画段階から参画するというのは現実的にはどうなんでしょうか。お前やってみろと言われてできるかどうか自分自身考えてしまいます。
(委員)	参加して最終的には参画するというのがまちづくりの目指すところということでしょうか。

(委員)	私たちは条例素案づくりで指針なども読んで違いを理解していますが、出来上がった条例を読んだ市民がその違いを理解してもらえるかは考えないといけないと思います。
(事務局)	逐条解説を作るなど、条例の本旨を説明しますので、言葉の意味は説明します。
(委員)	最終的には参画を目指すのでしょうか。
(委員)	参加だけでは満足しない市民もいます。
(事務局)	住民参加・協働のところで市民のまちづくりへの参画は規定することになりますので、この市民の権利と役割においては、市民はまちづくりに参加することができるということを規定するというのでしょうか。主体的や自主的、自発的という字句やできる範囲という言葉はどうでしょう。「権利がある」と書くと主体的だとかできる範囲でというようなことも考えなければならないと思いますが、「参加することができる」と書くと、そういった文言を盛り込まなくても良いように思います。
(一同)	規定文は短い方がいいです。シンプルに書いた方がいい。
(司会)	参加のほかに規定する権利はどうでしょう。他市では「知る権利」を盛り込んでいることが多いようです。
(委員)	情報公開条例では知る権利の保障については規定しているのでしょうか。
(事務局)	市政に関する知る権利の保障を規定してあります。
(委員)	権利という言葉を使わないで知る権利を書くのはどういうイメージでしょうか。石狩市のように「できる」という書き方で繋げるのもひとつの方法かと思います。行政サービスという書き方もあるようです。
(委員)	行政サービスを受ける権利って書く必要があるのでしょうか。わざわざ権利と書かなくても当たり前のことなのではないだろうか。行政サービスが受けられない市民はいないのではないだろうか。
(委員)	権利というのではなく「知ることができる」「受けることができる」のようにシンプルに書く方が馴染む。
(事務局)	市民として保障されたいこと、保障されるべきこととして特に条例に規定しておくべき事項はほかにはないでしょうか。
(委員)	ここに規定していないからといって権利がないわけではないので、以上の2点で良いのではないのでしょうか。
(事務局)	ここに規定するというのは、市民の立場に立てば意思表示のようなことでしょうし、行政の立場になれば権利の保障ということになると考えられます。

(委員)	すべて書くとなればキリがない。どこまで書けば良いのだろうか。
(委員)	制限列挙しているわけではないので書いてなければならないというものでもない。
(委員)	限りなくたくさんあるが、まちづくりに参加するためには、市民は市政の内容を知っておかないと参加ができない。スタートとしてはそれで十分ではないか。
(事務局)	それでは、まちづくりに関して市民が担うべき役割については何があるでしょうか。
(委員)	協力、協働というのをイメージします。
(委員)	具体的に書くのか総体的に書くのかどうなんでしょうか。
(事務局)	他の市の規定に多く見られるものに「自らの発言や行動に責任を持ち」などと「責任を持つ」と書いているところが多いですが、これについてはどうでしょうか。
(委員)	発言と行動に責任を持つというのはどういうことだろうか。
(委員)	よく言われるような「言いつ放しではダメ」ということではなんでしょうか。
(事務局)	おそらく、まちづくりを主体的に行う市民であるから、発言と行動に責任を持つことを規定しているのだと思います。傍観者というか無責任に野次を飛ばすような存在ではないということを書いているのだと思います。
(一同)	あった方が良いでしょう。
(事務局)	「まちづくりの主体として」などの表現はどうでしょうか。
(委員)	函館市の第12条第3項の規定にある「市民は、まちづくりの主体としての役割を認識し、互いに尊重し、協力してまちづくりを推進する」という書きぶりは大変良いと思います。「相互の理解と協力」によってまちづくりに参加するという書き方が良いと思う。相互という言葉を使いたい。
(委員)	行政サービスを受けることに対する負担というのは入れる必要があるでしょうか。
(委員)	負担とは、税のほか施設使用料などの受益者負担も含むことだろうが、サービスを受けるだけでなく負担もするという意味でしょう。市民が自らすることが増えると行政は小さくて済むし、反対に何でも行政がやるとなると多額の税負担が必要となる。
(委員)	そのとおり。自分のことは自分ですというのが基本。
(委員)	それを理解できない人も中にはいます。市民の人が読んでどう思うか。応分の負担をするということを書くか、その必要があるかということを考えます。
(委員)	相生町が自治会を名乗るのは、自分のことは自分です。自分でできないときは自分達で

支え合って助け合ってやる。それでもできないときは行政と協働でやるというのを基本にしていますが、役員は理解していても会員みんなが理解しているとは言えない。それをどうやって意識付けしていくかというのが課題。

(委員) 三笠市のように「負担を分任します」というのはどうでしょう。

(事務局) 三笠市が例にあがりましたが、三笠市では、市民の権利に「行政サービスを受ける権利」と書き、責務に「行政サービスに係る負担を分任する」と書いています。同じことに対して権利と義務の両方があります。

(委員) そうですね。裏と表の関係ですね。

(委員) 責任を持つということに加え、応分の負担をするということを責務ではなく役割に盛り込むかということですね。

(事務局) 前回の委員会で、権利でもあり義務でもあるなら一緒に書けないかという意見に注目して、まちづくりの参加については権利でもあり義務でもある、行政サービスについても受ける権利であり負担する義務でもある、そういうことを一緒に書くということに挑戦してみるというのはどうでしょうか。

(委員) そうなると、知る権利については片方だけにならないでしょうか。提供する義務という形になるのでしょうか。

(委員) 知る権利もあると思いますが、知るための努力なども必要なのではないのでしょうか。

(一同) いいですね。

(委員) 発言と行動に責任ということについて、応分の負担ということも包括させることはできないだろうか。

(委員) 大きな意味では行動に含まれるかもしれません。

(司会) 今まで出た発言については付箋に書き留めてありますので、そういったキーワードを中心に内容を精査していきたいと思います。前回の委員会では話題になりませんでした。委員長メモにある「子どもの権利」などについて規定することについてはどうでしょうか。札幌市のように子どもの権利条例などを制定しているところもありますが、まちづくり基本条例に子どもの権利などについて謳うのはどうでしょうか。

(委員) 子どもの権利を書くとしたら、親の責任も書く必要があるのではないかと。権利だけを書くことには問題もあると思います。

(委員) そうですね。書くのなら両方書く必要があると思います。

(一同) 賛同

<p>(事務局) 子どもの権利条約に基づいて条例を制定している自治体は全国では結構あったと思います。そのように、子どもの権利については個別条例に書き上げていくのが一般的で、自治の基本ルールを定める条例に「子どもの権利」を規定するというのは馴染むのでしょうか。</p>
<p>(委員) そうですね。少しピンとこないかもしれません。</p>
<p>(委員) 子どもはまちづくりに参加する権利があると書いても効果としてはどうなのでしょう。</p>
<p>(委員) 子どもも市民なのだから、重複して書くことにならないだろうか。子どもだけを特化して書く必要があるでしょうか。市民を分けて書くという必要はないと思います。</p>
<p>(委員) どんどん広がってしまいますね。</p>
<p>(事務局) 市民を分けて書くというのは、子ども、高齢者、障がい者、妊婦などのように分けて書くということですね。</p>
<p>(委員) 大人がこの条例を作って、まちづくりに大人が参加し参画していく。いろんな行事に子どもを連れてきたりすると、子どもと親と一緒に成長していくことに気づく時期がくる。そういうようにもっていくためにこの条例をどうするかということが大事。子ども対策というのはとても大事だ。</p>
<p>(委員) 委員会で地域オリジナルを考えるという話があったが、子どものことについては地域オリジナルに盛り込んではどうだろうか。</p>
<p>(委員) 条例上の順序としては、地域オリジナルは最初の方、総則の次あたりに目立つように書くのだろうか。子どもの関係、花の関係などを書くのだろうか。</p>
<p>(委員) それはおもしろい。子どもの政策を十分にとらないとまちは良くならない。</p>
<p>(委員) 子どもに力を入れるのか、親に力を入れるのか考えさせられます。</p>
<p>(委員) 我々にも責任がある。我々世代の孫に物を言えないおじいちゃん、おばあちゃんが多いことにも責任がある。私たちが子どもの頃の生活を考えると、親孝行が常識だったが、今は、子どもは親にくっついている。親の責任も大きい。</p>
<p>(委員) 子どもの教育者はいますが、成人した大人、親を教育する人がいません。自由しか教えられていない大人が多い。</p>
<p>(委員) 社会の中では学べないということだろうか。</p>
<p>(事務局) まちづくりの観点では、子どもを巻き込むと親が来て、おじいちゃん・おばあちゃんが来る。おじいちゃん・おばあちゃんを巻き込んでその子どもや孫が来るということは難しい。まちづくりという観点で考えると子どもを大事にして子どもを巻き込むとその後ろには親やおじいちゃん・おばあちゃんがいるということになると思います。</p>

<p>(委員) そのとおり。そういう手法は考えられる。今参加している国土交通省が所管する2つの活動団体をひとつにできないかと提案されたことがあるが、一方は大人のクラブ活動のようなものであるが、もう1つは子ども達を中心に活動をしているため、ひとつにする必要はないと断った。子どもを育てるといふことには力を入れるべき。</p>
<p>(委員) 子どもに関して盛り込むのは特色が出るかもしれませんね。</p>
<p>(司会) 子育てについては地域オリジナルに盛り込むことを考えたいと思います。では次に議会及び議員の責務についてを協議事項にしたいと思います。</p>
<p>(事務局) 責務については、議会についてと議員についてと両方書くというスタイルでよろしいでしょうか。議会という機関にも責務を書いて、議員という個人にも書くということです。</p>
<p>(委員) 両方書くということでもいいと思います。</p>
<p>(委員) 別物だし分けて書く方がいい。</p>
<p>(司会) それでは議会の責務についてお願いします。</p>
<p>(委員) けん制のように厳しいことではなく、市政の重要事項の意思決定をする機関であるということを書いてほしい。緊張感が必要ということには異論はないが、書きぶりを考えたら良いと思います。</p>
<p>(委員) お互いまちの発展のためにという前向きな方向で考えたら良いと思います。</p>
<p>(委員) 最近では国会も含めて、話し合いではなく言い合いばかりで何も決まらないという印象があります。</p>
<p>(委員) 議会のチェック機能が足りないということについては何度も意見させてもらっているが、監視ということは盛り込みたい。チェック機能の充実は必要だと思う。そして執行機関側と議会との緊張感がなければならない。そういうまちづくりの体制が必要。</p>
<p>(委員) 議会には委員会も入るといふことで良いですか。本会議と委員会の違いがよくわからない。と言うのも、委員会を傍聴した際に果たしてあれが委員会なのかと思ったのだが、委員会は委員である議員が意見を戦わせる場であるところ、委員長がそのような進行を行っていません。</p>
<p>(事務局) 委員会は、議会の附属機能的な組織で、委員会に判断を委ねるような委任関係にあたり、細部の審議を付託をされる諮問機能的であったりと、議会の一部です。</p>
<p>(委員) 開かれた議会という点ではどうでしょうか。本会議はインターネットで閲覧できます。</p>
<p>(委員) 本会議でも委員会でも同じようなことをやっけていて、委員会の意味を感じない。</p>
<p>(委員) 委員会で発言する議員がすべて市側を向いてしゃべっている。委員会は付託をされたわけ</p>

だから、付託されたテーマについて議員同士で話し合わなければならないのに、本会議と同じように市側に向かって物を言っている。どこの議会も同じかもしれないが、話し合わない委員会はおかしい。委員会で議論を戦わせるために分からないことがあれば、事前に執行部に聞いて勉強しておけばよく、議論でなく質問をするような委員会はおかしい。

(委員) 議員同士の討論というのはされないのか。

(委員) 課長以上を出席させ、いろんなことを聞いて、それを聞いてどうするのかと思う。委員長の采配で委員会を進行させるのだから、変わらなければならない。

(司会) 調査研究については札幌市などが規定しています。

(委員) 議会が調査研究するのか議員が調査研究するのかいずれだろうか。

(委員) 議員に調査研究をしてもらいたい。

(一同) 賛同

(委員) どうやって議会本来のあるべき姿に戻すかということです。

(事務局) 石川県議会だったかと思いますが、議会改革の一環で執行部を呼ばない日というのをやったと聞いたことがあります。議会の運営は議会という機関が決めるので、議員の皆さんが決めなければなりません。恵庭市では議会運営委員会が議会改革を所掌しているようです。

(委員) 白老町議会が通年議会をやっていると承知しているが、会期にこだわらず通年で一所懸命勉強しながら議論していけば良いと思う。また、午後5時から議会を開会したって良いのではないか。

(委員) 白老町は財政的にも大変なまちですが、恵庭市の町内会連合会で視察を申し込んだ。白老町は、地区の問題・課題について住民からの意見を町内会でまとめ、役場に提出しています。その意見を役場で整理をするのですが、その協議の場に議員が全員同席しています。熱心にやり取りを聴いています。そうやってやると議会も住民の意見を聞くために歩き回らなくてもその場で聞くことができる。恵庭市では、行政に対して質問をして物を言うだけでまちに出て行って住民の意見を聞いていないと思う。どうあるべきかときちんと考えたい。

(司会) 中にはいろんなイベントや行事にまめに顔を出している議員もいらっしゃるようです。

(委員) 「議会改革の推進」というような文言を入れることができるか。我々市民が言っても差し支えない範囲だと思う。そういうことを条例に盛り込めるか。

(委員) 本来の目的を取り戻すよう議員のみなさんに改革の意識を持ってほしい。

(委員) 今の話だと、議会ではなく議員に対してのことになっていますね。

(事務局) 議会改革の推進ですが、今がダメだから改革が必要という立場に立つと問題があるかも

しませんが、「議会は、その役割を果たすよう常に改革を推進しなければならない」のような書き方だと問題はないと思います。どの視点でどのような書きぶりにするかだと思います。

(委員) 本会議の会議録などは公開されているが、それでも足りないのだろうか。

(委員) 開かれた議会と抽象的に書くか、土日夜間開催などにまで言及するかどうすべきか。

(委員) 例えば、地区会館などを用いて中学校区単位だと5回、島松・恵み野・恵庭単位だと3回、そのように地区ごとに開催することだってできるのではないか。議会を外でやるという試みもあって良いのではないか。

(委員) そうして市民も議会に足を運ぶようになるといい。

(委員) 市民のひろばを2年続け、市民や町内会も変わりつつあるかなと感じる。老人クラブだと子育て世代の集まりだとかで開催し、少しずつ市民も変わっていると思う。

(司会) 議会に関しての部分は、お話をいただいた内容を書きとめ、まとめていきたいと思います。次に議員の責務についてお話をいただきたいと思います。

(事務局) 委員会では、活動報告について条例に盛り込んでどうかという意見がありました。

(委員) 議員本来の役割として、市民の意見を聞くということと市民に説明するという両方があったらいいと思います。

(委員) そもそも理想の議員像というのが思い浮かびません。議員はどうあるべきかというのを具体的に考えるのが難しいです。

(委員) 私が理想とする議員は、物事を客観的に把握できる資質を持っていることです。地域権益を誘導するのではなく、市内全体を総合的に考え、市民のレベルが上がるような思想信条をもって活動するという議員が理想です。

(委員) 公平性とか誠実ということですね。

(委員) 特権意識を持たず、ボランティアで市民の力になるという思いでいてほしい。

(委員) 多額の税金を投入する事業であっても、多数決ではなく話し合いの結果としての民意であれば良いが、そうでない税金の使い道を決めるのであればどうかと思う。

(委員) 恵庭駅周辺の整備にあたって、恵庭の顔だから整備するというのであれば、恵庭の顔とは一体なんだと論ずる議員がいないとおかしい。そして、それが市民のためにどのように活かされるのかということを徹底的に議論をしてから整備に着手すべきだ。学校だって無計画には造らない。人口動態や居住地区を考えて造るのだから、そういうようにやってもらいたいし、それを考えるのが議員だと思う。

(委員) 最近は少なくなっていると思うが、何か地域の問題が出たときに、最初に議員のところに

話を持っていく。あの議員は力があるとかそういうように議員を使っている。地域が地域課題を役所に持っていきようにすべき。市の議員はまちに出て話を聞いていないように思う。

(委員) 個人の意見や課題を議員が代弁するのではなく、まち全体のこととしてどうか一度考えてから持っていきようにしてほしい。

(委員) しかし、地域にとっては、現実としてそういう力のある議員というものを求めてしまうのかもしれない。

(委員) 地方議会になんで会派は必要なんだろうか。

(委員) 恵庭駅舎改築促進期成会の債権放棄の問題については、会派にしばられて自分の意見が言えない議員がいたのではないかと思う。委員会を傍聴し、そのやり取りを見てそのように思いました。

恵庭駅舎の改築にあたっては、当時、文教大学が寄附をしている。同じ時期に市は文教大学に補助金を出しているのだから迂回だと言われても仕方ないだろう。それを指摘する議員がいなかった。

(事務局) 恵庭駅舎改築促進期成会の債権放棄については、当政策調整課の所掌事務ですので、ご質問等には直接私たちがお答えしますので、是非お尋ねください。

(委員) 採決のときに退席した議員に、なぜ議場の中で意見を言わないのかと話したことがあるが、会派の決定と異なることをすることは怖いのだろう。会派というのはいらないと思う。

(委員) 議員には、倫理観、使命感を持ってもらい、公平、誠実に職務を遂行してもらいたい。

(委員) そういう議員を選ぶように市民もきちんとした目を持つよう変わらなければならない。

(委員) 議員の選挙に関して国民のレベルを上げていかなければならない。

(司会) 本日は数多くの意見をいただきありがとうございました。本日議論いただいた内容をまとめ、条例素案の文案に活かしたいと思います。次回は7月の3週目です。6月20日に開催される第10回市民委員会終了後に次回の日程調整をしたいと思っております。お疲れ様でした。